

令和7年度 産業廃棄物処理業者等に対する行政処分の状況

(R7.5.2現在)

番号	事業者名 代表者名	所在地	許可の区分（許可番号） 再生利用業の区分（指定番号）	処分内容	処分 年月日	処分理由（改善命令の内容）	根拠法令	備考
1	株式会社下建材 代表取締役 下 浩光	石川県金沢市北袋町い70番地	産業廃棄物収集運搬業 (第2009214502号)	許可取消	R7. 4. 24	令和5年10月7日、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）違反により、被処分者及び被処分者の役員の罰金刑が確定した。 このことにより、被処分者及び被処分者の役員が法第7条第5項第4号ニに該当することから、被処分者が法第14条第5項第2号イ及びニの欠格要件に該当するに至ったため。（法第14条の3の2第1項第1号及び第2号該当による取消し）	法第14条の3の2	
2	合同会社葵組 代表社員 川上 葵	東京都中央区日本橋浜町一丁目10番9-801号	産業廃棄物収集運搬業 (第2009230320号)	許可取消	R7. 5. 1	被処分者の役員は、千葉県による産業廃棄物処理業の許可取消処分に係る聴聞通知後に事業廃止の届出をした株式会社サンソー（住所：東京都世田谷区宇奈根二丁目3番7号）の役員であったため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第5項第4号トの欠格要件に該当することが判明した。 このことにより、被処分者は法第14条第5項第2号ニの欠格要件に該当するに至ったため。（法第14条の3の2第1項第4号該当による取消し）。	法第14条の3の2	